

議案第7号

議会の議決を経るべき議案の原案について
(鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について)

上記の案を提出する

令和2年2月19日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第10号の規定によりこの案を提出する。

議案第7号 資料

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもの

2 改正の内容

- (1) 放課後児童支援員に係る認定資格研修の実施主体の拡大
都道府県に加え、指定都市が行う認定資格研修を修了した者についても資格対象とする。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件の緩和
認定資格研修を修了した者に加え、修了を予定している者についても資格対象とする措置を令和5年3月31日まで延長する。

3 施行日

令和2年4月1日

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月 日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(設備の基準に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所(当該事業所のうち施行日において第10条第2項に定める基準に満たないものに限る。)における同項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、同項中「1.65平方メートル」とあるのは、「施行日の前日において放課後児童健全育成事業所ごとの児童の数により算出した児童1人当たりの専用区画の面積」とする。</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>3 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(設備の基準に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所(当該事業所のうち施行日において第10条第2項に定める基準に満たないものに限る。)における同項の規定の適用については、令和2年3月31日までの間、同項中「1.65平方メートル」とあるのは、「施行日の前日において放課後児童健全育成事業所ごとの児童の数により算出した児童1人当たりの専用区画の面積」とする。</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>3 施行日から令和5年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>